

# 奈良井発電所 大規模改修工事

## 要求水準書

令和6年3月

長野県企業局

## 目 次

1 総 則	1
2 工事概要	1
(1) 工事名称	1
(2) 工事対象地	1
(3) 奈良井発電所の概要	1
(4) 工事の目的	7
(5) 本事業のコンセプト	7
(6) 工事範囲	8
(7) 本工事全般に関する要求事項	9
(8) 工期	11
3 工事に関する要求事項	12
(1) 施設に関する要求事項	12
(2) 更新・改修施設に関する技術提案事項	15
(3) 調査・設計に関する要求事項	16
(4) 工事に関する要求事項	17
(5) 遵守すべき法令・技術基準に関する要求事項	19
4 その他	19
(1) 秘密の保持	19

## 1 総 則

本要求水準書は、長野県企業局（以下「県」という。）が計画する「奈良井発電所 大規模改修工事」（以下「本工事」という。）に関し、本工事の基本的な内容及び県が事業者を求める要求等について定めたものである。なお本工事の仕様は、本要求水準書を基本とするが、事業者の技術提案書の内容が本要求水準書に定める水準を超える場合には、その限りにおいて事業者の技術提案書が本要求水準書に優先するものとする。

## 2 工事概要

### (1) 工事名称

令和6年度 奈良井発電所 大規模改修工事

### (2) 工事対象地

長野県塩尻市大字奈良井字表塩水

### (3) 奈良井発電所の概要

#### ア 発電所概要

奈良井発電所は、長野県建設部（以下「建設部」という。）が所管する奈良井ダムからの流水の正常な機能の維持及び常時満水位の維持のための放流並びに松塩水道のために行われる取水に従属するダム式発電所である。

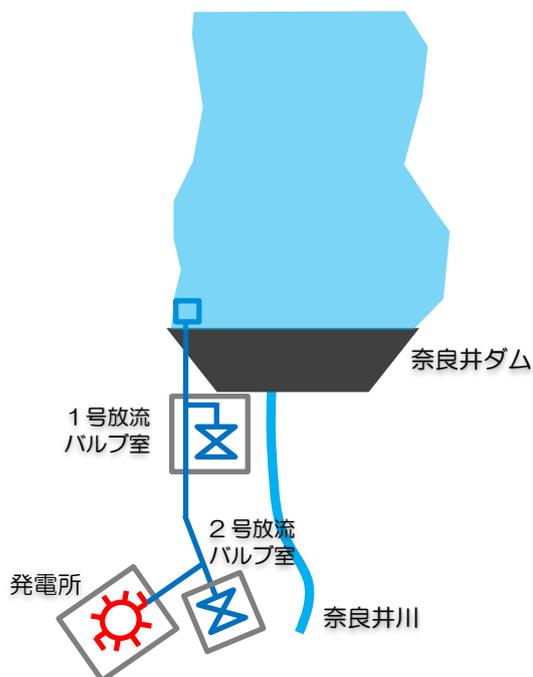


図-2.1 奈良井発電所 概要

表-2.1 奈良井発電所 主要諸元

項 目	諸 元
発電所方式	ダム式
取水位	EL.1053.0 m
放水位	EL.1003.4 m
総落差	49.6 m
有効落差	41.8 m
最大使用水量	2.5 m <sup>3</sup> /s (最低使用水量0.7m <sup>3</sup> /s)
最大出力	830 kW
年間可能発電電力量	5,100 MWh

表-2.2 奈良井ダム（建設部所管） 主要諸元

項 目	諸 元
水系・河川名	信濃川水系奈良井川
目 的	洪水調節、流水の正常な機能の維持、上水道供給
流域面積	46 km <sup>2</sup>
所在位置	長野県塩尻市大字奈良井
ダム形式	中央コア型ロックフィルダム
堤 高	60 m
堤 頂 長	180.8 m
堤 体 積	952,667 m <sup>3</sup>
総貯水容量	8,000 千m <sup>3</sup>

イ 奈良井発電所の使用可能水量

奈良井発電所の使用可能水量は、奈良井ダム放流量となる。

以下に、至近 10 ヶ年（平成 25 年～令和 4 年）の奈良井ダム実績放流量（発電使用可能水量）流況表を表-2.3、流況図を図-2.2 に示す。

表-2.3 発電使用可能水量流況表

[単位:m<sup>3</sup>/s]

年	最大流量	35日流量	豊水量	平水量	低水量	渴水量	最小流量	平均流量
2013	11.13	3.29	2.42	2.15	1.48	0.71	0.70	2.19
2014	14.14	3.38	2.62	2.20	1.33	0.71	0.70	2.23
2015	12.51	4.43	2.77	2.19	1.57	1.00	1.00	2.57
2016	15.43	4.20	2.90	2.22	1.78	0.93	0.70	2.58
2017	24.41	3.68	2.28	1.57	1.20	0.90	0.70	2.17
2018	27.08	6.48	3.96	2.20	1.19	0.89	0.70	3.09
2019	12.38	4.17	2.65	2.00	1.09	0.80	0.70	2.22
2020	39.22	6.00	2.69	2.09	1.30	0.71	0.70	3.06
2021	17.39	4.87	2.96	2.18	1.00	0.70	0.70	2.52
2022	7.24	3.07	2.30	1.69	1.09	0.78	0.77	1.89
平均	18.09	4.36	2.76	2.05	1.30	0.81	0.74	2.45

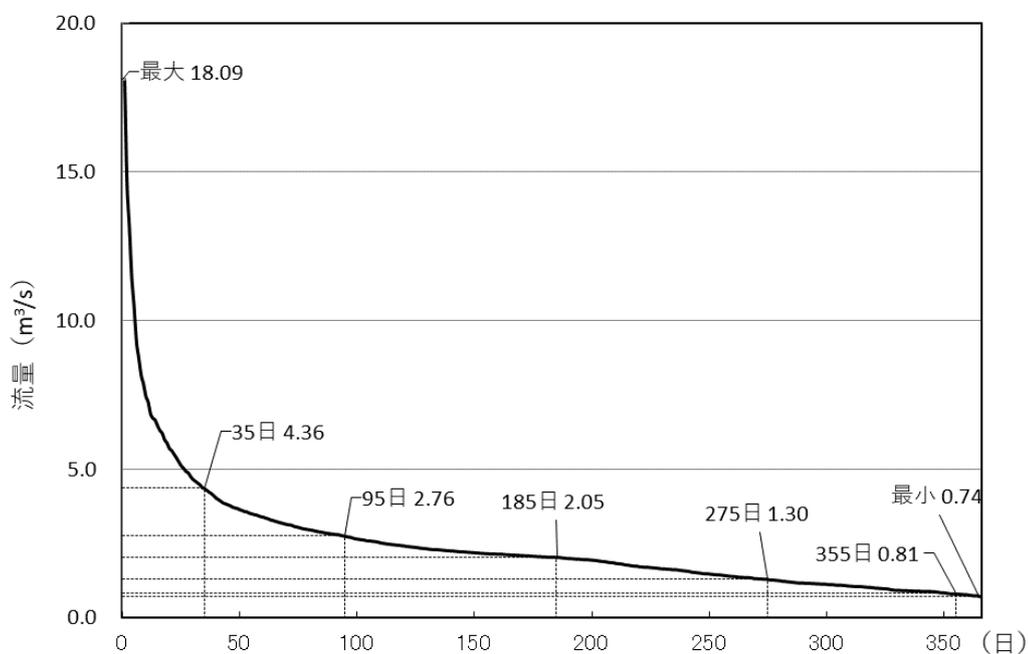


図-2.2 発電使用可能水量流況図 (10 ヶ年平均)

### ウ 奈良井ダムの水位運用状況

至近 10 ヶ年（平成 25 年～令和 4 年）の奈良井ダム実績貯水池運用を図-2.3 に示す。

本工事の提案時においては、本項で示した水位運用計画及び想定放流期間により最適な設計を行い、電力量の計算を行うこと。なお、発電機の停止率は各社の提案によるものとする。

詳細な水位運用計画の数値は別途守秘義務対象開示資料として提供する。

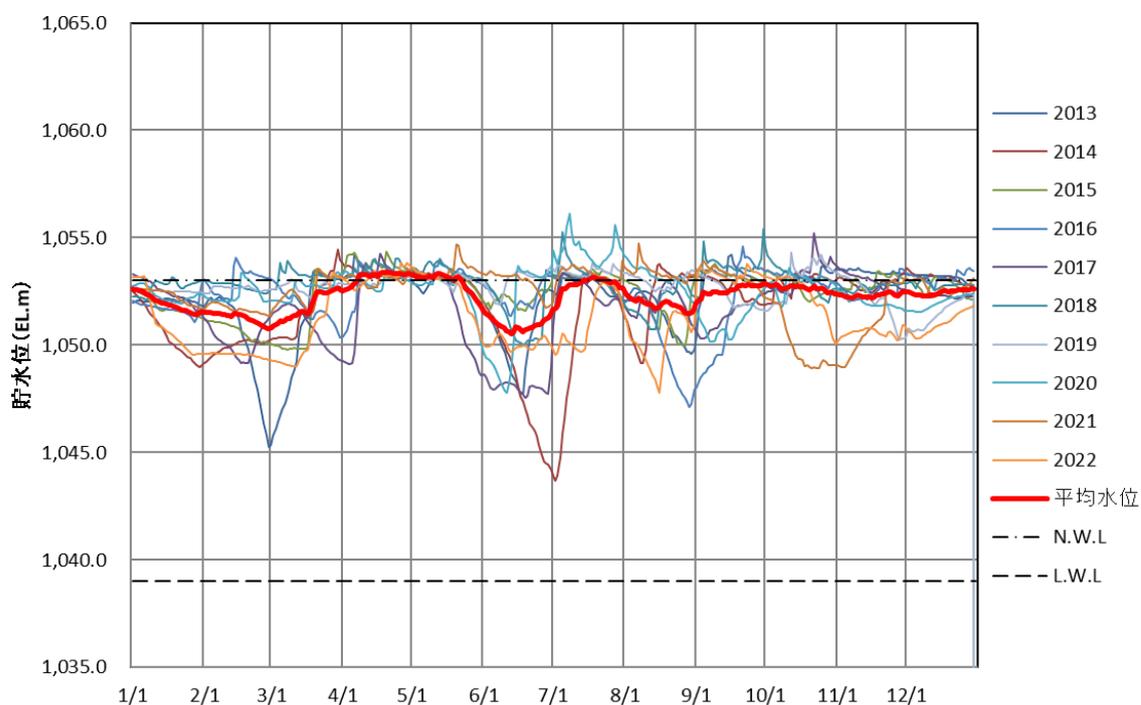


図-2.3 奈良井ダム貯水池運用水位実績

#### **(4) 工事の目的**

奈良井発電所は、奈良井ダム（建設部所管）の管理用発電として昭和 59 年に運転開始したが、令和 3 年度に建設部から県企業局に移管されている。現在、建設後 39 年が経過し老朽化が進んでいることから、発電設備の大規模改修の必要性が生じている。

本工事では、発電設備について、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用し売電することを想定し、また、長野県企業局公募型プロポーザル方式（設計・施工一括発注工事）により、設計当初から施工者が携わることで、迅速かつ確実な改修計画を立案し、事業コスト縮減、工期・発電停止期間の短縮等を図り、工事の確実な履行を目的とする。

#### **(5) 本事業のコンセプト**

##### **ア 既存施設の有効活用**

既存施設の課題と適用水位を考慮し最適水車を選定することで、出力増強及び発電電力量増を狙う。

##### **イ 災害に強い発電所**

将来の地域マイクログリッド等を想定して、災害発生による大規模停電時等に自立運転を行うことができる機能を備える。

##### **ウ 経済性に優れ、スマート保安の活用による保守の簡素化**

低建設コスト・低ランニングコストで、かつ最新の IoT 技術等を用いて保守管理の省力化と保安の向上を両立させた設備を整備する。

## (6) 工事範囲

### ア 工事対象施設

本工事の対象施設（既設）は下表とするが、この範囲を超える更新・改修・補修について事業者の提案を妨げるものではない。

表-2.4 工事対象施設

対象施設（既設）	備考
水圧管路	水圧鉄管（Y字分岐下流側～発電所）
流量計	新設（発電専用）
水車	水車、入口弁、補機等
発電機	発電機、補機等
配電盤開閉装置ほか	配電盤、開閉装置、制御・保護装置、変圧器ほか
発電所建屋	発電所
放水路	放水路
その他設備	監視カメラ、通信設備、排水設備ほか

### イ 工事対象範囲

本工事の対象範囲は下表とする。

表-2.5 工事対象範囲

対象範囲		事業者	県
更新範囲の解体・撤去		○	—
調査・設計		○	—
申請・届出		○※1	○※2
施工	関係法令の諸手続き	○	—
	施工	○	—

※1 申請・届出、関係法令の諸手続きに必要な資料（図面、諸計算書、申請書及び説明資料等）は事業者が作成し、関係機関協議について県の補助を行う。

※2 系統連系に必要となる一般送配電事業者（中部電力パワーグリッド株式会社）への負担金等の支払いは県が行う。

## (7) 本工事全般に関する要求事項

### ア FIT 制度に関する要求

令和4年4月1日より、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法は改正され、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法となる。本工事では改正後の規定に基づき、認定が可能な計画を策定の上、令和7年度中に申請すること及び認定された計画の内容による工事を実施することを原則とする。FIT 認定の取得に当たっては、必要な申請・届出及び関係機関協議（地元説明会含む）に必要な資料の作成を行い、県の要請に応じて関係機関協議等に同席し県の補助をすること。

なお、FIT 制度では、FIT 認定の取得日の翌日から2年以内の既存発電設備の廃止、FIT 認定の取得日から7年以内の発電設備の運転再開が求められることを十分勘案のうえ、FIT 制度新設区分の認定に必要な更新・改修計画を策定すること。

### イ 河川法の申請手続き

河川法についての手続きは県が行うが、事業者は必要な書類の作成をするとともに、許可権者の了解のもとに協議に同席し県の補助をすること。

### ウ 一般送配電事業者との協議、調整、契約締結

一般送配電事業者との接続、電力供給等に関する協議、調整、契約は県が行うが、事業者は手続きに必要な書類の作成をするとともに、県の補助をすること。



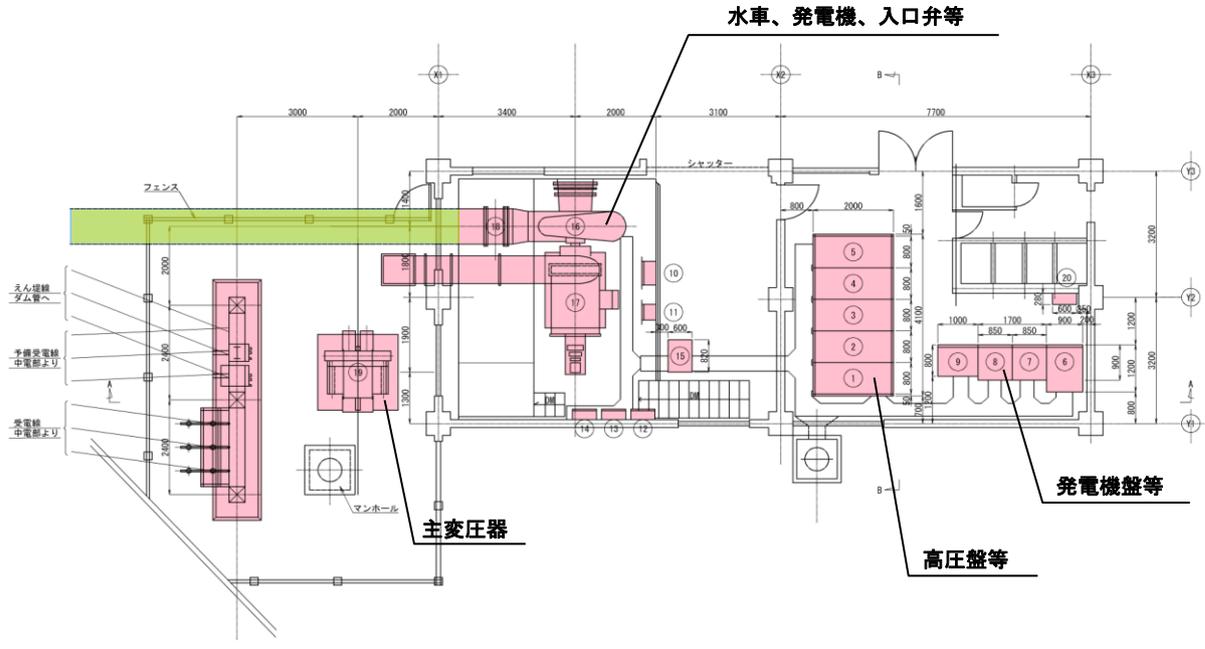


図-2.6 奈良井発電設備他関連設備（機器配置図）

**(8) 工期**

工期の終期は応募者の提案による。ただし、令和10年8月31日（木）を超えないものとする。

また、県が想定する標準的な工程を表-2.6に示す。

表-2.6 事業計画（参考）

		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
工事	発注	★				
	調査・設計					
	工事					
	運転開始					
諸手続き	FIT	事前協議	◆	★		
	河川法	事前協議	◆	★		

◆：申請 ★：契約・認可・許可

### 3 工事に関する要求事項

#### (1) 施設に関する要求事項

##### ア 共通項目

- (ア) I o Tなど最先端技術を用いて保守管理に優れた設備とすること。  
(例) 従来にない振動・温度センサーと解析技術を用いた予防保全対策。AR技術を活用した操作マニュアル閲覧、故障対応支援など。
- (イ) メンテナンスフリー化などを図り、維持管理コストの低減に配慮した構造とすること。
- (ウ) FIT 制度新設区分の適用が可能な全更新を行うこと。
- (エ) 既存施設（ダム施設等）の機能・構造に障害を及ぼさないように更新・改修・補修を行うこと。
- (オ) 最先端の技術を用いて操作油・潤滑油を可能な限り用いない設備とすること。  
また、やむを得ず油を使用する機器を採用する場合は、外部への漏油流出防止対策を講ずること。
- (カ) 設備は、冬季の降雪・凍結対策を十分考慮すること。
- (キ) 発電所基礎（ダム堤体の一部）の改修は、新たに設置される機器から作用する荷重に十分耐えうる構造とすること。
- (ク) 保守性を十分考慮した上で、機器選定、機器構成及び機器配置を行うこと。
- (ケ) 災害時における所内電源等の確保を目的として、自立運転が可能なこと。  
また、将来の地域マイクログリッドを想定した設備とすること。（ブラックスタートを想定し、バッテリー容量等を考慮して設計すること。）
- (コ) 本工事で新たに設置する設備と建設部等の既存設備との取り合い、改修等については、事業者が責任を負うものとする。
- (サ) 撤去品は適正に処分すること。また、アスベスト・PCB・鉛・クロム等有害物質の含有について検査し、有害物質を含む場合は協議の上で契約変更の対象とする。
- (シ) 提案事項については、設計・施工請負契約書（案）の規定に基づき、事業者には履行義務が発生する。
- (ス) 既設設備の各種調査により提案内容に変更が生じた場合、基本的に契約変更の対象としないが、地質等、現状では確認できない不可視部分については、合理的な理由であると県が認めた場合は変更協議の対象とするので、応募者の技術的知識と経験に基づき、条件を想定（提案書に明示）して、施工方法を提案すること。

##### イ 監視制御

- (ア) 監視制御装置は、県の運転監視制御ネットワークシステムの入出力装置に繋ぎ込むこと。  
監視項目は、すべての運転状況・測定項目とすることとし、既設の故障警報リ

スト等を参照の上で提案すること。また、所内・発電・送電・受電・予備受電の各電力量、奈良井ダム関連諸量及び配電盤等のメーターを含むこと。

制御項目は、主機・遮断器・開閉器・その他必要な各機器の機器操作及び制御モード切替、並びに発電使用水量の数値制御とする。発電使用水量の数値制御については、カ（ウ）に記載のとおり想定している。

- (イ) 発電機の運転は、最大使用水量及び最大出力を超えないよう抑制する機能を有し、運転開始後にパラメータ変更が柔軟に変更できるようにすること。
- (ウ) 既設の監視サーバ装置及び光ネットワーク（企業局ネットワーク）機器について、引き続き使用するため撤去・保管・再設置すること。

#### ウ 水車・発電機ほか

- (ア) 発電所諸元の各種条件を考慮し、最適な水車形式を選定すること。
- (イ) ダム放流量のうち、最大 2.50 m<sup>3</sup>/s の発電使用水量を利用して発電を行う。また、年間を通して落差の変動があること（奈良井ダム貯水池運用水位実績 図-2.3 参照）を考慮し、効率がよく年間の発電量が最大となるとともに水車に壊食が極力発生しないように、最新の知見に基づいて水車及び発電機を設計すること。
- (ウ) 負荷遮断等による応力並びに経年使用による金属疲労、摩耗及び腐食などに対し、設備が損壊しない強度を確保すること。
- (エ) 水車の材質は、耐摩耗性に考慮したものとする。
- (オ) 配管はステンレス管を基本とし、鋼管等との接続がある場合は腐食対策を行うこと。
- (カ) 流路を形成する工作物における配管の溶接については、完全溶け込み溶接とすること。
- (キ) 配電線への落雷による雷サージ及び開閉器の開閉サージに対し、十分な絶縁強度を有すること。
- (ク) 既設水車と同様に、水車（ケーシング、ガイドベーン又はニードル、ランナ等）は塵芥詰まりしないよう設計すること。
- (ケ) 発電機は温度上昇を考慮して風道を設置すること。

#### エ 水圧管路

- (ア) 大規模地震（レベル 2 地震動）を満足する耐震性能を確保すること。
- (イ) 最大使用水量を安定して通水可能な構造とするとともに、水圧管内に生じる最大上昇圧力に十分耐えうる構造を確保すること。
- (ウ) 管胴本体は、危険な漏水が無く、振動、座屈及び腐食に対し安全であること。
- (エ) 流量計は、水圧鉄管の埋設箇所や曲がりが多い状況を考慮したうえで、発電使用水量（利水流量）を確実に計測できる精度を有すること。

(オ) 分岐部下流に保守用バルブを設置すること。

#### オ 配電盤開閉装置ほか

- (ア) 保護装置は、発電所内部の事故が系統へ波及しない設備とすること。
- (イ) 送電周波数は 60Hz とする。
- (ウ) 主回路機器他は、雷サージ及び開閉サージによる設備破損が生じないように、必要な箇所にアレスタ等を設置すること。
- (エ) 電力系統への事故の波及及び損傷設備の拡大を防止するため、必要な箇所に遮断器を設置すること。
- (オ) 使用水量は本工事で新設する流量計により制御するものとするが、当該流量計が故障した場合のバックアップ機能を有すること。
- (カ) キュービクル内にスペースヒータを設置する場合、温度・湿度スイッチを設置すること。
- (キ) 各装置の据付は十分な耐震強度を有すること。
- (ク) 接地極について、既設流用も可能であるが、必要な基準値を満足すること。
- (ケ) 配電盤等を設置する部屋には、室温調整のためエアコンを設置すること。
- (コ) 送電線停止時には、所内電源を予備受電回路より自動受電可能とすること。

#### カ 奈良井ダムとの通信設備

- (ア) 奈良井ダム管理所（以下「ダム管理所」という。）と発電所相互の情報交換のための通信設備を設置すること。なお、ダム管理用制御処理設備（以下「ダムコン」という。）の改造工事は別工事とする。
- (イ) ダムコン改修事業者と十分協議の上、仕様を決定すること。
- (ウ) 発電所とダムとの関連情報を確実に伝送すること。

(想定される伝送項目)

発電所からダム：発電使用水量、発電所運転・停止・故障情報、発電出力、  
発電電力量

ダムから発電所：発電使用水量指示値、ダム水位、ダム流入量、  
ダム放流量、ダム雨量

(想定される発電使用水量制御)

ダムから発電所：発電使用水量指示値受信

発電所から制御所：指示値受信の旨、送信

制御所から発電所：変更許可信号

発電所：発電使用水量指示値を設定値に置換え

※既設は、ダムから発電所へ発電使用水量設定値が送信され、発電使用水量が変更される。

- (エ) 通信設備には、専用の光回線ケーブルを敷設（新設）すること。（既設ケーブルは撤去すること。）
- (オ) ダムコンとの通信試験及び動作試験を行い、必要に応じて発電所設備を調整すること。
- (カ) 発電所からダム管理所の架空通信線路は支障木を伐採すること。

キ その他設備

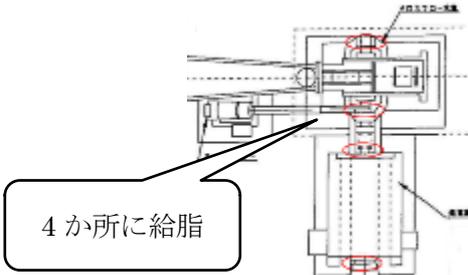
- (ア) 主要設備の状態監視及び防犯のため、中央制御所（企業局川中島庁舎）及び南信発電管理事務所から遠隔監視可能な監視カメラを屋外と屋内に複数台設置すること。
- (イ) 発電所には、県が整備する光ネットワーク（企業局ネットワーク）に接続する無線 LAN アクセスポイントを設置すること。
- (ウ) 地域住民や見学者等向けに、奈良井ダム管理所付近に発電所の概要や現在の発電量等がわかる設備を設けること。
- (エ) 発電所建屋の照明設備（配線等を含む）を LED 化すること。
- (オ) 発電所建屋の換気設備（吸気、排気）及び火災報知装置を更新すること。
- (カ) 受電設備盤内に電力会社が設置する計器用変成器（VCT）のスペースを確保すること。また、受電用・供給用・予備受電用電力量計の屋内メーターキュービクルを設置すること。
- (キ) 完成図書及び予備品・消耗品等を保管するキャビネット、打合せ用デスクチェアを設置すること。
- (ク) 休憩室のトイレ、流し、畳、間仕切り等を撤去し、打合せスペース（オープンスペース）を確保すること。
- (ケ) 組立室のシャッターを高気密なものに更新すること。

**（２）更新・改修施設に関する技術提案事項**

発電所改修において課題となる事案について表-3.1 に示す。工事に当たっての対応策を提案すること。

表-3.1 課題一覧

対象項目	課題
狭い室内	水車発電機、配電盤等が設置される室内の設置スペースが少ない。（コンパクトな設備の導入、発電所建屋の改築・増築など。）

<p>主要変圧器の 温度上昇</p>	<p>主要変圧器の脇に排気ダクトの出口が位置しているため、夏季は温度上昇による警報が発生する場合があります。</p>
<p>軸受の給脂及び 交換頻度</p>	<p>県が所管する他の発電所において、水車発電機軸受の給脂作業は温度上昇を見ながら徐々に行うため半日程度の時間がかかるもの、ベアリング軸受の交換頻度（1回/3年）が高いものなど、設備管理上大きな手間になっているものがある。</p> <div data-bbox="614 607 1082 882" style="text-align: center;">  <p>4か所に給脂</p> </div>
<p>ガイドベーン サーボ</p>	<p>県が所管する他の発電所において、圧油サーボからの漏油が多いものがある。また、電動サーボについてはトラブルが多く、故障した際には現場での分解点検ができないため、修理に時間を要することが課題となっている。</p>
<p>発電機温度</p>	<p>発電機温度が 100℃を超えている発電所があり発電機寿命が懸念される。</p>
<p>流量計等の設置</p>	<p>流量計及び保守用バルブの設置スペースについて、既設の水圧鉄管は曲がりが多いため直管部は短い。また、水圧鉄管埋設箇所直近には、屋外変電設備や放流バルブ室（建設部設備）があり、設備巡視時等に埋設箇所上部を通行する場合があります。</p>

### (3) 調査・設計に関する要求事項

事業者は、付属資料・既存調査結果等を確認のうえ、必要に応じて、本工事の遂行に必要な測量調査、地質調査、設備診断調査等（以下「各種調査」という。）を立案し、実施すること。また、更新・改修・補修工事を行うために必要な設計業務を行うこと。

設計業務においては、施設規模、設備配置、更新・改修・補修に係る検討、各設備の構造検討、仮設備計画、設備容量の検討、設計計算、工程計画、その他必要な設計を行い、設計図面を含む設計図書を作成すること。

ア 申請・届出、関係法令の諸手続き

本工事に関する以下の許認可または届出等の手続きに必要な書類作成を行い、県の要請に応じて関係機関協議に同席すること。

- (ア) 河川法手続き
- (イ) FIT 設備認定
- (ウ) 一般送配電事業者との接続契約に関する書類
- (エ) その他工事に当たって必要な認可または届出等

#### イ 調査・設計業務完了に係る提出書類

事業者は、設計業務の完了時に県へ以下の書類等を提出し、承諾を得ること。提出物に係る様式は別途協議による。

- (ア) 各種調査報告書
- (イ) 設計検討報告書
- (ウ) 設計計算書
- (エ) 設計図面
- (オ) 要求性能確認報告書

### (4) 工事に関する要求事項

事業者は、詳細設計内容に基づき、県の承認を得た上で工事を行い、事業者の責任において本工事対象施設の能力及び性能を確保すること。なお、施工において、対象施設以外の施設を破損した場合は、管理者の承認を得て原形復旧すること。

#### ア 工事開始に伴う要求

##### (ア) 近隣調整及び準備作業

事業者は、県と調整のうえ、着工に先立ち関係者との調整及び準備作業等を十分に行い、工事の円滑な実施と関係者の理解、安全を確保すること。

##### (イ) 工事期間中の仮設ヤード等の整備

事業者は、施工計画書にて現場事務所及び仮設ヤード等を明らかにすること。また、本事業用地外に現場事務所、仮設ヤード等を設置する場合、事業者の費用により用地を確保し、管理すること。

##### (ウ) 工事期間中のダムの放流について

下流に水道取水があり、河川利水放流量を常時確保する必要があるため、建設部が管理している放流バルブ設備（1号バルブ及び2号バルブ）からの放流が可能な状態を保持することを原則とする。

##### (エ) 下流利水者等との協議

事業者は、県と下流利水者等が行う事業計画協議を反映した施工を計画すること。

##### (オ) その他事項

本工事に必要な電力、上下水道、通信等は、事業者の責任と費用によるものとし、関係機関（電力会社、上下水道・通信事業者等）と契約し、これらを管

理すること。また、発動発電機等の仮設物類を設置する場合も、自ら調達し、管理すること。

イ 工事施工中に伴う要求

- (ア) 県は、発電所の建設や学びの場として施工中に発電所見学会を開催する。それに伴い、事業者は県の補助（会場準備や施設の説明）をすること。
- (イ) 試験にあたっては、電気協同研究 68 巻第 2 号記載の実施すべき項目、実施が望ましい項目及び効率試験について原則実施すること。
- (ウ) 試験要領提出時期について、十分な余裕をもって提出し、協議の上決定するものとする。
- (エ) 有水試験可能期間について、概ね令和 10 年 3 月から 5 月を想定している。

ウ 工事完了に伴う要求

(ア) 試運転の実施

事業者は、以下に示す各種検査前において、機器調整及び無水・有水試験を概ね令和 10 年 5 月 31 日までに十分な余裕を持って実施すること。その後、試験運転（連続運転）期間を経て、FIT 制度による売電は令和 10 年 9 月 1 日からを予定している。

(イ) 使用前自主検査・使用前自己確認

使用前自主検査及び使用前自己確認について、県が実施する場合には事業者は協力すること。

(ウ) 河川管理者が行う検査

県が水利使用規則に基づく河川管理者の検査を受けなければならない場合、事業者は検査に必要な資料の調整・整理を行い、県が受験する検査に参加し、検査補助を行うこと。

(エ) 工事完了に係る提出書類

事業者は、本工事の完成に際しては、土木工事共通仕様書（長野県建設部）に定められたもののほか、下記の内容を含むしゅん工図書を提出すること。なお、しゅん工図書は、紙媒体 3 部、電子媒体 2 部提出すること。

a しゅん工図

（単線結線図、三線結線図、制御フロー図、シーケンスラダー図を含む）

b 機器取扱説明書・運転操作・点検マニュアル・巡視チェックリスト及び性能保証書

c 検査試験成績表

d 性能試験成績書

e 施設設備台帳

(オ) 予備品等

事業者は、以下の既設予備品を参考に同程度のものを具備し、その他メンテナンス上必要な特殊工具、予備品及び消耗品等を提案し、引渡し前に具備すること。

〔既設予備品〕 弱点ピン一式、軸受メタル一式、パッキン類一式、  
その他「守秘義務対象開示資料」参照

(カ) 操作説明会

操作や保守点検等のマニュアルを作成し、必要事項について引渡し前に説明する機会を設けること。

#### **(5) 遵守すべき法令・技術基準に関する要求事項**

事業者は、募集要項記載の関係法令、規程、要綱、基準、関係仕様書等の最新版が定める内容を遵守すること。(ただし、海外規格を使用する場合やコストの低減や業務の効率化が可能な場合で、あらかじめ事業者が要求内容の変更を県へ提案し、県の承認を得られたものは除くので、事業者は、技術提案書の提出時に、要求内容の変更を求める事項及びその変更が本事業の実施に当たり支障の生じないことを客観的に説明する資料を提出すること。)

## **4 その他**

### **(1) 秘密の保持**

事業者は、本工事により知り得た一切の情報を、第三者に開示、漏洩または本工事以外の目的に使用してはならない。ただし、予め県の承諾を得た場合はこの限りではない。